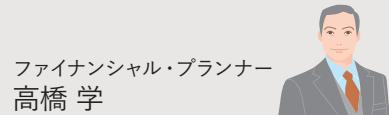


高橋FPの 社長が知りたい お金の話



ファインансシャル・プランナー
高橋 学
57歳。証券会社勤務を経て、ファインансシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

大綱で読む2026年度の税制改正(企業経営編)

まず「少額減価償却資産の特例」に注目!

こんにちは、高橋学です。昨年末、2026年度の税制改正大綱が閣議決定されました。大綱をもとに作られた「税制改正法案」は国会で審議され、成立した法令は順次施行されることになります。今回は、中小企業の経営に関わる6つのポイントを紹介しましょう(図表1)。

まず覚えておきたいのが、①の「少額減価償却資産の特例の見直し」。この特例は、中小企業者等が一定金額未満の減価償却資産(パソコン等)を取得した際、合計300万円まで即時償却(全額損金算入)できるもの。取得価額の基準を現行「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げた上で、3年延長されます。

次は、設備投資や研究開発を支援する税制改正。②の「特定生産性向上設備等投資促進税制の創設」と、③の「中小企業技術基盤強化税制の見直し」があります。②は、5億円以上の投資をする等の条件を満たせば、投資額の7%を法人税額から差し引ける等の優遇税制(大企業は35億円以上)。③は、中小企業の研究開発を支援する税制で、3年間

の繰越税額控除を導入すること等が主な内容です。

「社員を応援する税制改正」にも目を向けよう

賃上げ等に関わる税制改正として注目したいのが、④の「中小企業向け賃上げ促進税制の継続」。賃上げ促進税制は、企業者等が前年度より給与等支給額を増やした際に、増加額の一部を法人税から税額控除できる優遇税制。大企業や中堅企業の適用廃止が明記される中、中小企業については、2027年3月31日までに始まる事業年度までの継続等が示されています。また⑤の「従業員向け食事代補助の非課税枠の引き上げ」では、食事代補助の非課税枠が月3,500円から月7,500円に引き上げられる見込みです。

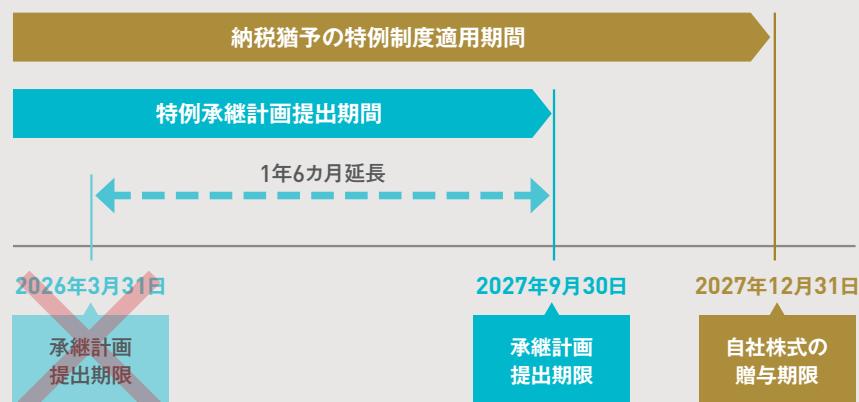
最後に⑥の「事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長」。非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度を最大限利用できるよう、特例承継計画の提出期限が1年6ヶ月延長される予定です(図表2)。適用期限は今後も延長されない見込みのため、本特例の制度適用の可能性があるなら、早めに特例承継計画の策定に取り組むようにしましょう。

M

■ 図表1 2026年度
税制改正大綱のポイント

- ① 少額減価償却資産の特例の見直し
- ② 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設
- ③ 中小企業技術基盤強化税制の見直し
- ④ 中小企業向け賃上げ促進税制の継続
- ⑤ 従業員向け食事代補助の非課税枠の引き上げ
- ⑥ 事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

■ 図表2 特例承継計画の提出期限の延長と贈与時の適用スケジュール



(出所)令和8年度税制改正大綱、各種報道資料をもとに筆者作成